

指導行政のポイント

児童虐待“小さなサインを受け止めて”

菱村 幸彦

“助けての小さなサイン受け止めて” 今年の児童虐待防止キャンペーンの標語である。政府は毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めて、児童虐待防止のための広報・啓発活動を集中的に行っている。で、今回は児童虐待に関する6つのポイントについて解説する。

実母の虐待が6割を超える

第1は、被虐待者の数である。児童虐待は密室で行われるものだけに、その実数はわからない。ただ、児童相談所における児童虐待の相談件数をみると、平成11年度が11,631件であったのに対し、平成21年度は44,210件で、この10年で4倍増となっている。これは虐待が増えていることもあろうが、児童虐待防止法の施行によって児童虐待について理解が深まったことに原因があるものと考えられる。

第2は、虐待の形態である。児童虐待防止法は、虐待の形態として、身体的虐待（殴る、蹴る、戸外に締め出す、部屋に閉じ込める等）、性的虐待（性交やわいせつ行為の強要等）、ネグレクト（育児放棄、著しい減食、長時間の放置等）、心理的虐待（言葉による暴力、恫喝、無視や拒否、配偶者に対する暴力等）を定めている。多い順に挙げると、身体的虐待（42%）、ネグレクト（37%）、心理的虐待（19%）となっている。

第3は、虐待者である。一番多い虐待者は実母（61%）で、次いで実父（23%）、実父以外の父（6%）、実母以外の母（2%）となっている。実母が6割を超えるのは、母親に子育ての負担が集中していることに原因があると思われる。核家族の進行で家族が脆弱化し、コミュニティの崩壊で近隣から孤立化したなかで、母親が相談相手もなく育児ストレスを抱え込み、虐待に陥るといったケースが少なくない。

第4は、虐待発見の経路である。児童相談所に寄

せられる虐待相談をみると、主な経路は、家族（16%）、学校（15%）、近隣知人（14%）、福祉事務所（13%）、警察（7%）となっている。子ども本人から救いを求めるケースは1%ときわめて低い。児童虐待防止法は、学校の教職員に早期発見と通告の義務を課している（5条）。

第5は、通告義務である。教職員が虐待の疑いがある子どもを発見したときは、すみやかに福祉事務所や児童相談所等に通告しなければならない。虐待の事実が確認できなくても、疑いがあれば、通報する必要がある。誤報や保護者とのトラブルを気にしては手遅れになる。

ただ、児童相談所は全国に205カ所しかないので、近くに児童相談所がない場合が少なくないが、民生委員や市町村役場の担当課に連絡すれば、そこから児童相談所に連絡が行く。通告をしたことにより、民事上・刑事上の責任を負うことは一切ないし、児童相談所が通告者について保護者に教えることもない。

こんな兆候があれば要注意

第6は、虐待の兆候である。虐待の事実を確認するのは難しいが、虐待の兆候を列挙すれば、次のとおりである。

不自然な傷がある / 病気でないのに身長や体重が増えない / いつも不潔である / 季節にそぐわない服装をしている / 食べることに異常に関心が強い / 表情が乏しく笑顔が少ない / おびえた泣き方をする / 意欲と集中力がない / 基本的な生活習慣が身につかない / 衣服を脱ぐことを不安がる / 他の子どもに乱暴である / 大人の顔をうかがう / 人とうまく関われない / 家に帰りたがらない等（児童虐待問題研究会編『Q & A 児童虐待防止ハンドブック』による）。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

●11月27日発売！ 基礎から始める管理職選考合格対策！ A5判 / 200頁 / 定価2,520円
『基礎から始める学校管理職選考重点対策テキスト』 教育開発研究所【編】
教育行政からみた体験的戦後教育史『戦後教育はなぜ紛糾したのか』菱村幸彦【著】